

会議等の公開について（案）

1 会議の公開について

- ・ 情報通信審議会議事規則（情報通信審議会決定第1号）により審議会、分科会、部会の会議については、原則として公開とされているところであり、本委員会についても、これに準じ、原則として公開とする。
- ・ ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。
- ・ 会議の公開・非公開の決定は、情報通信技術分科会における決定（情報通信審議会情報通信技術分科会決定第3号）に基づき、主査が行う。なお、会議を非公開とする場合は、その理由を公表する。

2 議事概要、配布資料の公開について

- ・ 事務局は、会議後速やかに議事概要を作成し、その内容について各委員に確認を求める。
- ・ 配付資料、各委員により確認された議事概要（以下「議事概要等」）は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。また、議事概要については、総務省ホームページに掲載する。
- ・ ただし、議事概要等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、又はその他主査が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事概要等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- ・ 議事概要等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

3 会議開催の周知について

会議を開催するときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別、傍聴申込要領を記載した開催案内を、事前に総務省ホームページへ掲載するとともに、総務省記者クラブに周知する。

4 その他

その他、会議等の公開について必要な事項は、主査が定める。

○情報通信審議会議事規則（抄）

平成十三年一月十七日
情報通信審議会決定第一号

改正

平成十三年三月二十八日
情報通信審議会決定第四号

平成十四年八月七日
情報通信審議会決定第七号

平成十六年一月二十八日
情報通信審議会決定第八号

平成十八年八月一日
情報通信審議会決定第九号

第九条 会議は、次の場合を除き、公開する。

- 一 電気通信事業法第六十九条第一号（同法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可を除く。）及び第二号に掲げる事項に関する審議
- 二 有線テレビジョン放送法第二十六条の二第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する審議
- 2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあつては非公開とすることができる。
- 3 議事録等は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 第二項の規定により会議を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 5 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。